

各位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者 此下 竜矢 (コード番号 5103 東証第二部) 問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼 最高財務責任者 庄司 友彦 (TEL. 04-7131-0181)

当社(監査等委員会である取締役を除く)取締役の 地位確認に関する仮処分命令の言い渡しについて

当社は、2022年3月23日付「当社(監査等委員会である取締役を除く)取締役の地位確認に関する仮処分申立の進行について」において、2021年6月25日に開催した当社第120回定時株主総会において当社が提案する(監査等委員会である取締役を除く)取締役の選任議案(現任取締役6名の再任)に対し、株主から株主動議(以下「当該動議」といいます。)により提案された(監査等委員会である取締役を除く)取締役6名が取締役でないことの確認を求める仮処分申立(以下「当該申立」といいます。)を提起し、その経緯、進捗をご報告させていただいておりましたが、本日(2022年3月30日)、当該申立に係る仮処分命令の言い渡しがありましたのでご報告いたします。

申立内容の詳細につきましては、次のURLをご参照ください。 http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20220323.pdf

1. 仮処分命令の内容

- ① 当社から当該動議によって取締役候補者とされた者ら(以下「動議対象者」といいます。)に対する仮処分命令申立ての判決の内容動議対象者である((監査等委員会である取締役を除く)取締役6名(ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦、外国人個人2名、個人2名)が取締役でないことの確認(注)を進めておりましたが、裁判所により、当社の申立ては却下されました。
 - (注) ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦については、2021年 6月25日株主総会に基づく取締役の地位にないことの確認)
- ② 動議対象者から当社に対する仮処分命令申立てについて 以下の3点について動議対象者から申立てがありましたが、現時点 で、まだ裁判所の判決の言い渡しはなされておりません。
 - ●当社の提案する(監査等委員会である取締役を除く)取締役4名 (此下竜矢、庄司友彦、渡辺正、戸谷雅美)が取締役ではないことの 確認

- ②動議で提案された(監査等委員会である取締役を除く)取締役6名 (ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦、外国人個人2名、個人2 名)が取締役であることの確認
- ❸現取締役の内、此下竜矢、庄司友彦、渡辺正、戸谷雅美が、取締役として職務執行することの停止及び職務代行者の選任

2. 経緯

当社は、2021年6月25日(金)に当社第120回定時株主総会を開催しております。当該定時株主総会では、A.P.F. Group Co., LTD(以下、「APFG」)の代理人を称する株主A(明日香野ホールディングス代表取締役)が出席しておりました。

しかし、当社株主名簿には、APFGの記載がない上、A氏の持参したAPFGの委任状につきましては、議決権行使書や印鑑証明の提示はなく、その他提出された書類からもAPFGから真正に委任を受けたものとは確認できなかった等の事情により、当社株主総会で議決権行使を認めることはできませんでした。

A氏は、当該株主総会において、(監査等委員会を除く)取締役選任議案について、当社の提案とは別に、外国人2名、日本人2名、ニコラス・ジェームズ・グロノウ氏(当社現任取締役)、細野敦氏(当社現任取締役)の6名を(監査等委員会である取締役を除く)取締役とする動議を行い、自身が50%以上の株主権を有している旨主張し、議長による議事進行を妨害した上で、(当社提案でない)新たな取締役を決定し、株主総会を閉会する旨の発言を行いました。当社としては、株主総会の運営上かかる行動は法的に認められないと認識しており、その後議長により議事進行が行われ、議決権定足数の不足により株主総会を一時中断し、継続会を行うこととして散会しております。

(当社定時株主総会での態様については、当社が2021年7月15日付で公表している「当社監査等委員会による第120回定時株主総会における議決権及び運営に関する調査結果に関するお知らせ」第3章をご参照ください。)

本件につきましては、上場会社として重要な事案でありますので、2021年6月28日付「当社監査等委員会による第120回定時株主総会における議決権及び運営に関する調査の実施について」及び2021年6月30日付「当社実質株主の確認について」にて公表したとおり、社内での調査を進める共に、2022年3月23日付「当社(監査等委員会である取締役を除く)取締役の地位確認に関する仮処分申立の進行について」にて公表したとおり、2021年7月7日に、動議対象者について取締役でないことの確認を求める仮処分命令申立を行いました。かかる申立てが、上記1.①の申立てとなります。

その後、2021年7月27日に、動議対象者が、当社に対して、上記1.**②**の申立てを行いました。

本日、当社が提起した仮処分命令申立て(上記1. ①に記載する申立て)の言い渡しがあり、裁判所により当社の申立ては却下されることとなりました。

3. 今後の対応について

当社といたしましては、上記「1. 仮処分命令の内容②動議対象者から当社に対する仮処分命令申立てについて」に関する裁判所の言い渡しがなされておりませんので、こちらの確認を進めつつ、速やかに上記1. ①に記載する内容の保全異議の申立手続きの検討を進めて参ります。

本件について進捗等がありましたらご報告させていただきます。

株主の皆様、投資家の皆様には大変ご心配をおかけして誠に申し訳ございませんが何卒ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上